

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保) 再処理個別 02 R1
提出年月日	2022年6月10日

保安規定審査基準との整合性に係る補足説明資料

本資料は、【保) 再処理個別 02】の改訂版 (R1) である。

改訂内容を以下に示す。

○補正申請内容の反映

※【保) 再処理個別 02 R0】から変更した部分を黄色網掛けにて示す。

目 次

1. 概要..... 1
2. 保安規定審査基準との整合性に係る説明..... 1

添付 再処理施設における保安規定の審査基準と再処理施設保安規定変更内容の整理表

1. 概要

本資料は、再処理施設保安規定と「再処理施設における保安規定の審査基準（改正 令和2年2月5日 原規規発第2002054号-7 原子力規制委員会決定）」（以下「保安規定審査基準」という。）との整合性について説明するものである。

2. 保安規定審査基準との整合性に係る説明

今回の保安規定における各条文、図表（今回変更のない事項も含む）について、保安規定審査基準との整合性を添付に示す。

再処理施設における保安規定の審査基準と再処理施設保安規定変更内容の整理表

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>再処理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第50条第1項の規定に基づき、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、再処理施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>凡例</p> <p><u>(赤字下線)</u>：変更する条文、図表（記載の適正化を除く。）</p> <p>※第〇号 X.：複数の保安規定審査基準に該当する条文について変更がある場合は、関連性が高い条文に対応した箇所に変更内容を記載し、これ以外の箇所には変更内容を記載した号番号を「※第〇号 X.」により示す。</p> </div>
<p>これを受け、認可を受けようとする再処理事業者は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下「再処理規則」という。）第17条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p>	
<p>申請書を受理した原子力規制委員会は、再処理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第50条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第44条第1項の指定を受けたところ、第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認められないことを確認するための審査を行うこととしている。 	
<p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	
<p>ただし、再処理規則第17条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	
<p>再処理規則第17条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p>	<p>—</p>
<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守） 第4条（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第5条（品質マネジメントシステム計画）</p>
<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守） 第4条（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第5条（品質マネジメントシステム計画）5 経営責任者等の責任</p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
再処理規則第17条第1項第2号 品質マネジメントシステム	—
<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第44条第1項の指定（以下単に「指定」という。）を受けたところ又は第44条の4第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、再処理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを守るために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p>第5条（品質マネジメントシステム計画）1～8</p> <p>第5条（品質マネジメントシステム計画）図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図</p>
再処理規則第17条第1項第3号 再処理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織	—
<p>1. 再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>第16条（保安に関する組織）</p> <p>別図1 保安に関する組織（第16条関係）【省略】</p> <p>（職務）</p> <p>第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）品質・保安会議の運営に係る業務及び再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6) 安全・品質本部副本部長は、前号に定める安全・品質本部長の所管する業務を補佐する。</p> <p>(7)～(63) (略)</p>
再処理規則第17条第1項第4号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等	—
<p>1. 再処理施設における核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。</p>	<p>第18条（核燃料取扱主任者の選任）</p>
<p>2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第50条の2第2項において準用する第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（再処理設備の操作に従事する者は、</p>	<p>第5条（品質マネジメントシステム計画）5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>第18条（核燃料取扱主任者の選任）</p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>核燃料取扱主任者が核燃料物質の取扱いに関して保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。 また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>第 19 条 (核燃料取扱主任者の職務等) <u>第 20 条 (品質・保安会議の審議事項、構成等) ※第 6 号 7.</u> 第 21 条 (再処理安全委員会の審議事項、構成等)</p>
<p>3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。 なお、必ずしも再処理施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>第 18 条 (核燃料取扱主任者の選任) 第 3 項</p>
<p>再処理規則第 17 条第 1 項第 5 号 保安教育</p>	<p>—</p>
<p>1. 再処理施設の操作及び管理を行う者 (役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p>	<p>第 121 条 (社員等への保安教育) 第 122 条 (請負事業者等への保安教育)</p>
<p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	
<p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	
<p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>第 29 条の 2 の 2 (火災発生時の体制の整備) 第 29 条の 3 (溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備) 第 29 条の 4 (火山活動のモニタリング等の体制の整備) 第 29 条の 5 (火山影響等発生時の体制の整備) 第 29 条の 6 (その他自然災害発生時の体制の整備) 第 121 条 (社員等への保安教育) 第 122 条 (請負事業者等への保安教育)</p>
<p>再処理規則第 17 条第 1 項第 6 号 再処理施設の操作</p>	<p>—</p>
<p>1. 再処理施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。</p>	<p>第 24 条 (操作員の確保)</p>
<p>2. 再処理施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>第 26 条 (操作上の一般事項) 第 28 条 (試験操作) 第 29 条 (再処理施設の使用計画) 第 29 条の 2 (交流電源供給機能等喪失時の体制の整備) 第 29 条の 2 の 2 (火災発生時の体制の整備) 第 29 条の 3 (溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備) 第 29 条の 4 (火山活動のモニタリング等の体制の整備) 第 29 条の 5 (火山影響等発生時の体制の整備) 第 29 条の 6 (その他自然災害発生時の体制の整備) 第 30 条の 2 (使用済燃料による総合試験に係る試験要領書等) 第 30 条の 3 (使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理) 第 49 条 (抽出塔への供給流量等)</p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	第 120 条（使用済燃料による総合試験における教育訓練）
3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。	第 26 条（操作上の一般事項） 第 32 条（保安上特に管理を必要とするインターロック等） 第 37 条（漏えい検知装置等） 第 38 条（制御建屋中央制御室換気設備及び主排気筒ガスモニタ） 第 40 条（せん断・溶解を行う使用済燃料） 第 41 条（せん断・溶解） 第 42 条（清澄・計量） 第 43 条（プルトニウムを含む溶液の移送時の措置） 第 49 条（抽出塔への供給流量等） 第 50 条（プルトニウムを含む溶液の移送時の措置） 第 53 条（ウラン脱硝） 第 54 条（ウラン・プルトニウム混合脱硝） 第 55 条（分析設備におけるプルトニウムの取扱い） 第 57 条（安全上重要な警報装置が作動した場合の措置等） 第 58 条（漏えいを検知した場合の措置等） 第 59 条（臨界警報装置が作動した場合の措置） 第 66 条（使用済燃料の取出し等） 第 67 条（使用済燃料の燃焼度及び平均濃縮度の確認） 第 68 条（使用済燃料の仮置き及び燃料移送水中台車による移送） 第 69 条（使用済燃料の貯蔵等） 第 70 条（チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットにおける使用済燃料の取扱い） 第 71 条（使用済燃料の送出し） 第 72 条（ウラン酸化物の貯蔵） 第 73 条（ウラン・プルトニウム混合酸化物の貯蔵）
4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第 27 条（引継）
5. 再処理設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。	第 3 章（再処理施設の操作）、第 4 章（核燃料物質の管理）、第 6 章（放射性廃棄物管理） 各条 第 26 条（操作上の一般事項） 第 30 条の 3 （使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理） 第 32 条（保安上特に管理を必要とするインターロック等） 第 34 条（非常用所内電源系統） 第 40 条（せん断・溶解を行う使用済燃料）
6. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	有毒ガス発生時の措置については、経過措置期間に行う事業変更許可後に反映予定 第 29 条の 2 （交流電源供給機能等喪失時の体制の整備） 第 29 条の 2 の 2 （火災発生時の体制の整備）

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	第 29 条の 3 (溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備) 第 29 条の 4 (火山活動のモニタリング等の体制の整備) 第 29 条の 5 (火山影響等発生時の体制の整備) 第 29 条の 6 (その他自然災害発生時の体制の整備) 第 56 条 (異常時の措置)
7. 再処理施設の保安に関する重要事項及び再処理施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第 20 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。 (1)～(3) (略) (4) 第 17 条に基づく再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施計画 (5)～(6) (略) 2 品質・保安会議は、 <u>安全・品質本部長</u> を議長とし、 <u>安全・品質本部副本部長</u> 、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。 3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 会議は、 <u>安全・品質本部副本部長</u> 、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。 (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、 <u>安全・品質本部副本部長</u> 、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。 (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 4～5 (略) <u>6 【削除】</u> 第 21 条 (再処理安全委員会の審議事項、構成等) 第 21 条の 2 (安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)
再処理規則第 17 条第 1 項第 7 号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等	—
1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第 91 条 (管理区域)
2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 92 条 (管理区域の区域区分)
3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 93 条 (管理区域内の特別措置)
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 95 条 (管理区域への出入管理)

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 95 条 (管理区域への出入管理)
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 94 条 (飲食及び喫煙の禁止) 第 95 条 (管理区域への出入管理) 第 6 項、第 7 項 第 99 条 (作業に伴う放射線管理)
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第 104 条 (物品の移動) 第 105 条 (事業所において行われる運搬) 第 106 条 (事業所外への運搬)
8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第 96 条 (保全区域) <u>別図 4 保全区域図 (第 96 条関係) 【省略】</u>
9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 97 条 (周辺監視区域) <u>別図 5 周辺監視区域図 (第 97 条関係) 【省略】</u>
10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 3 条 (規定の遵守) 第 94 条 (飲食及び喫煙の禁止) 第 95 条 (管理区域への出入管理) 第 6 項、第 7 項 第 99 条 (作業に伴う放射線管理)
再処理規則第 17 条第 1 項第 8 号 排気監視設備及び海洋放出監視設備	—
1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 86 条 (海洋への放出) 第 88 条 (大気への放出) 第 102 条 (放射線測定器類の管理)
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 17 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 10 号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 74 条 (施設管理計画)
再処理規則第 17 条第 1 項第 9 号 線量、線量当量、汚染の除去等	—
1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置 (個人線量計の管理の方法を含む。) が定められていること。	第 98 条 (線量の評価及び通知) 第 99 条 (作業に伴う放射線管理) 第 101 条 (線量当量等の測定) 第 102 条 (放射線測定器類の管理)
2. 国際放射線防護委員会 (ICRP) が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。) の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第 89 条 (放射線管理に係る基本方針) 第 98 条 (線量の評価及び通知) 第 99 条 (作業に伴う放射線管理)

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
3. 再処理規則第9条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第100条（床、壁等の除染）
4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第101条（線量当量等の測定）
5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第104条（物品の移動） 第105条（事業所において行われる運搬）
6. 核燃料物質等（新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に關するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第106条（事業所外への運搬）
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	原子炉等規制法第61条の2の対象はない
8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第81条の2（「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理）
9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第88条（大気への放出） 第91条（管理区域） 第92条（管理区域の区域区分） 第93条（管理区域内の特別措置） 第94条（飲食及び喫煙の禁止） 第95条（管理区域への出入管理） 第99条（作業に伴う放射線管理） 第100条（床、壁等の除染） 第101条（線量当量等の測定） 第103条（環境監視） 第104条（物品の移動）
再処理規則第17条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法	—
1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第86条（海洋への放出） 第88条（大気への放出） 第101条（線量当量等の測定） 第102条（放射線測定器類の管理）

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第74条（施設管理計画）
再処理規則第17条第1項第11号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等	—
1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵（使用済燃料に係るものを含む。以下同じ。）に際して臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第63条（管理上の一般事項） 第64条（搬入する使用済燃料の確認） 第65条（輸送容器の取扱い） 第69条（使用済燃料の貯蔵等） 第72条（ウラン酸化物の貯蔵） 第73条（ウラン・プルトニウム混合酸化物の貯蔵） 第105条（事業所において行われる運搬）
2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第105条（事業所において行われる運搬） 第106条（事業所外への運搬）
再処理規則第17条第1項第12号 放射性廃棄物の廃棄	—
1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第83条（放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等） 第84条（高レベル廃液のガラス固化及びガラス固化体の保管廃棄）
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	放射性廃棄物の事業所の外への廃棄は、現時点において実施しないため反映不要
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬については、現時点において実施しないため反映不要
4. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに排気中の放射性物質の濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第88条（大気への放出）
5. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等。ただし、海洋放出口周辺海域等に係るものを除く。）について定められていること。なお、第13号における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。	第97条（周辺監視区域） 第103条（環境監視）
6. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第81条（放射性廃棄物管理に係る基本方針） 第86条（海洋への放出） 第88条（大気への放出）
再処理規則第17条第1項第13号 海洋放出口周辺海域等の放射線管理	—
1. 放射性液体廃棄物の海洋放出の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量及び濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第86条（海洋への放出）

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
2. 海洋放出口周辺海域等に係る平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。なお、第12号における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。	第103条（環境監視）
再処理規則第17条第1項第14号 非常の場合に講ずべき処置	—
1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第109条（非常時対策組織） 第110条（非常時要員） 第110条の2（緊急作業従事者） 第111条（非常時用器材の整備） 第111条の2（通信連絡手順の整備） 第111条の3（安全避難通路等） 第112条（通報系統） 第113条（通報） 第114条（応急措置） 第115条（非常時体制の発令） 第116条（非常時対策活動） 第117条（非常時体制の解除） 第118条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置） 第119条（保障措置分析所に係る措置）
2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第26条（操作上の一般事項） 第111条の2（通信連絡手順の整備）
3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第112条（通報系統） 第113条（通報） 第119条（保障措置分析所に係る措置）
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第118条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第114条（応急措置） 第115条（非常時体制の発令） 第116条（非常時対策活動）
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。	第110条の2（緊急作業従事者）
(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を再処理事業者に書面で申し出た者であること。	第98条（線量の評価及び通知）第5項、第6項 第110条の2（緊急作業従事者） 第116条（非常時対策活動）第3項
(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。	

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	
<p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>	
<p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p>	<p>第117条（非常時体制の解除）</p>
<p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>第123条（非常時訓練）</p>
<p>再処理規則第17条第1項第15号 設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置</p>	<p>—</p>
<p>1. 指定又は許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p>	<p>第29条の2の2（火災発生時の体制の整備） 添付1 火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準（第29条の2の2、第29条の3、第29条の4、第29条の5及び第29条の6関連）</p>
<p>(1) 再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p>	<p>第29条の3（溢水及び化学薬品漏えい発生時の体制の整備） 第29条の4（火山活動のモニタリング等の体制の整備）</p>
<p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p>	<p>第29条の5（火山影響等発生時の体制の整備） 第29条の6（その他自然災害発生時の体制の整備） 第109条（非常時対策組織）</p>
<p>ロ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <p>① 重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>② 重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。</p> <p>③ 重大事故等発生時における放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。</p> <p>④ ③に掲げるもののほか、重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること。</p> <p>⑦ 発生する有毒ガスからの操作員等の防護に関すること。</p>	<p>第110条（非常時要員） 第110条の2（緊急作業従事者） 第111条（非常時用器材の整備） 第111条の2（通信連絡手順の整備） 第111条の3（安全避難通路等） 第112条（通報系統） 第113条（通報） 第114条（応急措置） 第115条（非常時体制の発令） 第116条（非常時対策活動） 第117条（非常時体制の解除） 第118条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置） 第119条（保障措置分析所に係る措置）</p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	
<p>再処理規則第17条第1項第16号 記録及び報告</p>	<p>—</p>
<p>1. 再処理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p>	<p>第5条(品質マネジメントシステム計画) 4.2.4 記録の管理 第125条(記録)</p>
<p>2. 再処理規則第8条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p>	
<p>3. 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p>	<p>第126条(報告)</p>
<p>4. 特に、再処理規則第19条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p>	
<p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	
<p>再処理規則第17条第1項第17号 再処理施設の施設管理</p>	<p>—</p>
<p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p>	<p>第25条(巡視点検) 第74条(施設管理計画) 第75条(設計管理) 第76条(作業管理) 第77条(使用前事業者検査の実施) 第78条(定期事業者検査の実施)</p>
<p>2. 再処理施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14 原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））等を参考とし、再処理規則第11条の2に規定さ</p>	<p>第79条(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p>

再処理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
れた再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	
3. 事業を開始した日以後20年を経過した再処理施設については、長期施設管理方針が定められていること。	添付2 長期施設管理方針
4. 再処理規則第17条第1項第17号に掲げる再処理施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（再処理規則第11条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に再処理規則第11条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	保安規定の申請書に係る規定であり、保安規定自体へは反映不要
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」等を参考として記載されていること。	第79条（再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価）にて定める実施計画書に当該ガイドを参考とする旨を記載。
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第77条（使用前事業者検査の実施） 第78条（定期事業者検査の実施）
再処理規則第17条第1項第18号 技術情報の共有	—
1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の再処理事業者と共有し、自らの再処理施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第5条（品質マネジメントシステム計画）7.4.1 調達プロセス 第74条（施設管理計画）13 情報共有
再処理規則第17条第1項第19号 不適合発生時の情報の公開	—
1. 再処理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第5条(品質マネジメントシステム計画) 8.3 不適合の管理
再処理規則第17条第1項第20号 その他必要な事項	—
1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、再処理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条（目的） 第2条（適用範囲） 第4条の2（事業者対応方針等の履行）